

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第13号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項第2号アに定める鉄道線連絡定期券にあつては、磁気的方法により情報を記録した定期券（以下「磁気定期券」という。）及び電子的方法により情報を記録した定期券（以下「IC定期券」という。）を発売し、同号イに定める自動車線連絡定期券のうち、（ア）及び（イ）にあつては、磁気定期券及びIC定期券を発売し、（ウ）及び（エ）にあつては、磁気定期券を発売する。

第11条第1号の表定期券の項を次のように改める。

定期券	自動車部営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び定期券発売所
-----	-----------------------------------

第11条第2号の表普通券の項を次のように改める。

普通券	自動車部営業所，高速鉄道の駅及び定期券発売所
-----	------------------------

第11条第2号の表定期券の項を次のように改める。

定期券	自動車部営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び定期券発売所
-----	-----------------------------------

第13条第1号中「7日前」を「14日前」に改め、「ただし、一括発売をするときは高速規程第47条第1項の規定を、継続発売するときは高速規程第48条の規定をそれぞれ準用する。」を削り、同条第2号中「7日前」を「14日前」に改め、「，継続発売するときは自動車規程第39条の2の規定をそれぞれ」を削る。

第21条第2項中「定期券又は」を削る。

第40条第1項中「定期券を所持する旅客」を「当局が発売した連絡定期券を所持する旅客」に改める。

第41条第1項中「鉄道線連絡定期券を所持する旅客」を「当局が発売した鉄

道線連絡定期券を所持する旅客」に改める。

第41条の2中「鉄道線連絡定期券を所持する旅客」を「当局が発売した鉄道線連絡定期券を所持する旅客」に改める。

別表第1第1項第1号の表中

「

連絡運輸の区域			乗車券の種類
高速鉄道	接続駅	近鉄	
各駅	竹田	京都線 伏見・平城間の各駅 奈良線 近鉄奈良・生駒間の各駅 橿原線 尼ヶ辻・平端間の各駅 天理線 各駅	片道普通券 通勤定期券 通学定期券 団体券

」を

「

連絡運輸の区域			乗車券の種類
高速鉄道	接続駅	近鉄	
各駅	竹田	京都線 伏見・平城間の各駅 奈良線 近鉄奈良・生駒間の各駅 橿原線 尼ヶ辻・平端間の各駅 天理線 各駅	片道普通券 団体券
各駅	竹田	京都線 伏見・平城間の各駅 奈良線 近鉄奈良・生駒間の各駅 橿原線 各駅 天理線 各駅	通勤定期券 通学定期券

」に

改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)